

宇治市第 4 次防犯推進計画（初案）について

1 計画について

平成 1 6 年 4 月「宇治市安全・安心まちづくり条例」の施行

（目的）

第 1 条 この条例は、地域における犯罪の発生を未然に防止するため、市、市民及び事業者が協同して防犯に取り組み、防犯意識の高揚及び防犯の推進を図ることにより、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりに資することを目的とする。

（防犯推進計画）

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 項の規定により市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯の推進に関する計画(以下「防犯推進計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、防犯推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ次条に規定する防犯推進組織の意見を聴かなければならない。

平成 1 8 年度～平成 2 2 年度 宇治市防犯推進計画

平成 2 3 年度～平成 2 7 年度 宇治市第 2 次防犯推進計画

平成 2 8 年度～令和 2 年度 宇治市第 3 次防犯推進計画

2 計画の位置づけ

- ・ 宇治市安全・安心まちづくり条例に基づく防犯推進計画
- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年 1 2 月施行）に定める地方再犯防止推進計画

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

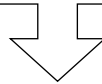
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 計画（初案）について

- ・宇治市防犯推進計画改定委員会（令和2年7月～10月：計4回）
- ・宇治市安全・安心まちづくり推進会議（令和2年8月）

4 計画の方向性及び概要について

- ◆ 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進
- ◆ 再犯防止施策の推進
- ◆ 犯罪被害者等に対する支援



「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を推進

5 パブリックコメントについて

- ・実施期間
令和2年11月20日（金）から12月28日（月）まで
- ・計画初案の公表方法
 - ① 市ホームページへの掲載
 - ② 総務課及び行政資料コーナーへの配架
 - ③ 市の主な公共施設への配架
- ・意見等を提出できる人
 - ① 市内在住・在勤・在学の人
 - ② 本市に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
 - ③ 本市に対して納税義務を有する個人及び法人
 - ④ その他、本計画に利害関係を有する人
- ・意見等の提出方法
 - ① 総務課への持参
 - ② 郵便
 - ③ ファクシミリ
 - ④ 電子メール
 - ⑤ 市民の声投書箱への投函
- ・意見等の公表
お寄せいただいた意見及びそれに対する市の考え方は、市のホームページで公表します。

6 計画策定日程について

パブリックコメントの結果を踏まえ、防犯推進計画改定委員会へ報告の後、総務常任委員会に報告し、年度内の策定を予定しています。

宇治市第 4 次防犯推進計画 (初案)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画改定の背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の方向性	
4 計画期間	
第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進・・・・・・・・	6
1 基本目標	
2 地域における防犯活動の推進	
3 子どもの安全の確保	
4 少年の非行・犯罪被害等の予防	
5 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	
第3章 再犯防止施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1 基本目標	
2 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	
3 非行少年等への支援	
4 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	
5 更生に向けた支援に適正につなぐために	
第4章 犯罪被害者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 基本目標	
2 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の確立	
3 個々の事情に応じた支援	
4 関係機関と連携した取組	
5 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	
第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	
2 再犯防止施策の推進	
3 犯罪被害者等に対する支援	

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組

本市では、地域における犯罪を未然に防止するため、市民、事業者、本市及び関係機関等が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の安全を確保するための施策を推進することにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした「宇治市安全・安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）を平成16年4月1日に施行しました。

「宇治市防犯推進計画」は、この条例に基づき、本市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年4月に策定、平成23年4月に改定、前回は平成28年度から令和2年度までの計画として改定し、この計画を具体化するための取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

(2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、令和元年は約75万件と対前年でマイナス8.4%となっています。

京都府においても同様に、平成14年（65,082件）をピークとして減少傾向にあり、令和元年には15,136件と対前年でマイナス10%となっています。

本市においても、全国・京都府同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と対前年でマイナス13.3%となっています。

イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

近年、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要不可欠な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

ウ. 本市の状況・特性

本市における刑法犯認知件数は全国や京都府と同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と第3次防犯推進計画を策定した平成28年から369件の減少となりましたが、市民が身近に不安を感じる侵入盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約2割が自転車盗などの乗り物盗が占めています。

また、令和元年中、京都府内では高齢者等をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数は206件と前年度より51件減少したものの、被害金額が約3億円と犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案やSNS等の利用増加に伴う新たな犯罪等も懸念されています。

エ. 本市の考え方

本市では、平成15年12月に市内小学校において、また平成17年12月には市内学習塾において、児童が被害者となる痛ましい事件が起きたことを契機として、子どもや地域の見守り活動等を行う安全管理団体が全ての市内小学校区に設置されています。近年の刑法犯認知件数の減少は警察力の充実とともに、このような安全管理団体に代表される防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化や市の補助金を活用した町内会等による防犯カメラの設置、事業者と連携した防犯カメラの設置など、社会が一体となって防犯対策に取り組んでいることが相乗効果を発揮しているものと考えられます。

しかしながら、地域防犯活動もメンバーの高齢化による減少や固定化等の課題を抱えています。様々な世代の防犯活動への参加や多様な層の横断的かつ縦断的な連携により、様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

「安全管理団体」とは？

子どもや地域の安全を見守る地域防犯組織であり、本市では、小学校区ごとに設置されています。各団体では地域の実情に合わせた様々な取組を実施されています。

（３）再犯防止に関する状況

ア．再犯防止に関する社会情勢

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成18年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降一貫して上昇傾向にあり、平成30年は現在と同じ統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.8%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する人の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成29年12月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

イ．本市の考え方

本市においては、これまでから保護司会等との連携により再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「安全で市民が安心して生活できるまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、犯罪等をした人が多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

（４）犯罪被害者等支援に関する状況

ア．犯罪被害者等に関する社会情勢

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る可能性がある中、平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が5年ごとの見直しを経て、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。

イ. 本市の考え方

本市においては、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年4月1日に施行し、見舞金の給付やホンデリング事業など犯罪被害者等や関係団体に対する支援を行ってきました。引き続き、犯罪被害者等に対する社会の理解を深め、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、総合的かつ継続的な支援が必要であると考えています。

2 計画の位置づけ

(1) 宇治市安全・安心まちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で市民が安心して生活できるまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪に遭ってしまった被害者を置き去りにしないように、犯罪被害者等基本法や宇治市犯罪被害者等支援条例に基づいて本市の状況に応じた支援施策に取り組み、併せて、犯罪等をした人が社会において孤立することなく市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、安全で市民が安心して生活できるよう、条例第5条の規定に基づき計画を策定します。

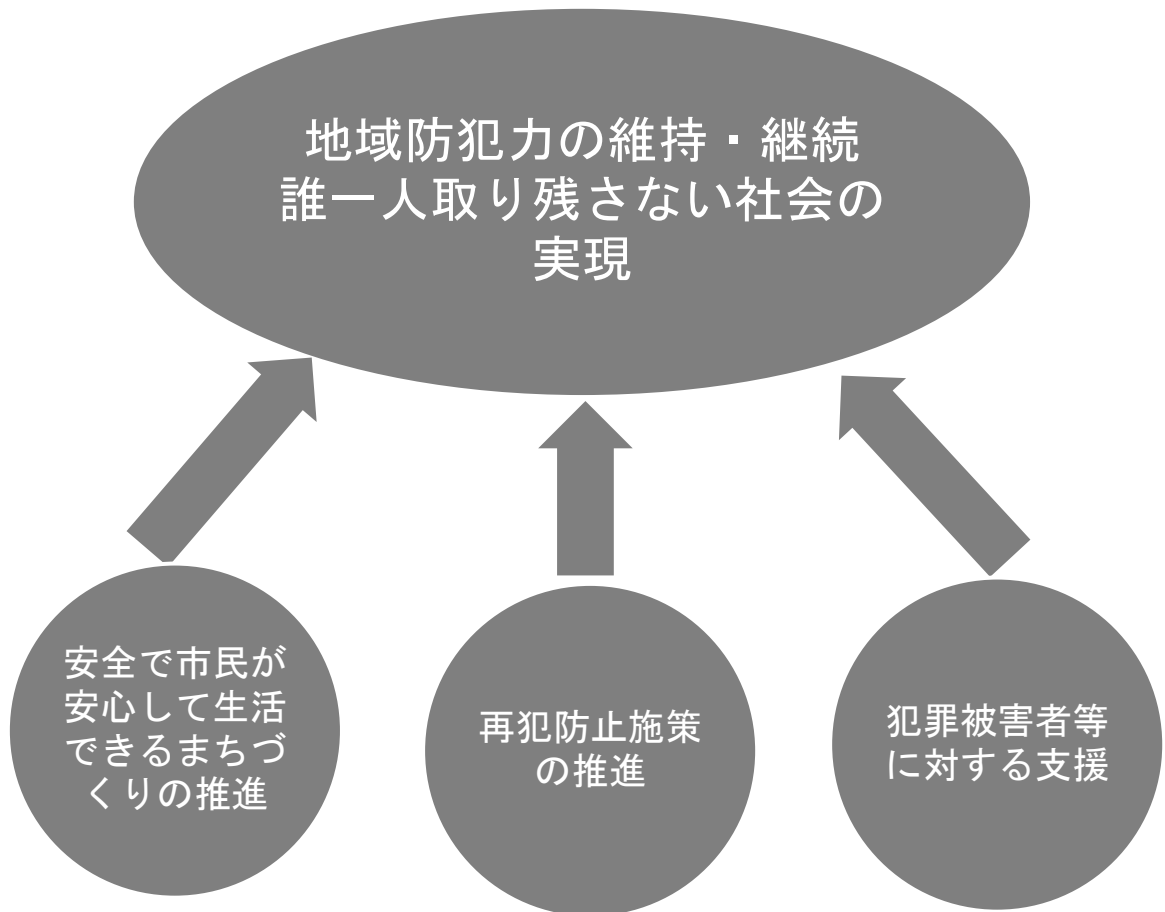
(2) 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画

本計画第3章「再犯防止施策の推進」については、本市における再犯防止に係る現状や課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

3 計画の方向性

市民一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」という意識で積み重ねてきた防犯活動を引き続き推進するとともに、犯罪被害者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。そしてこれら従来からの取組等に対する課題を整理し、再犯防止という新たな内容を計画に取り入れることで、「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を推進します。

計画の方向性のイメージ図



4 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、市民の安全に対する意識を高めるとともに、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって犯罪や非行が起こりにくい地域環境づくりを推進します。

2 地域における防犯活動の推進

(1) 現状と課題

全ての市内小学校区に設置された安全管理団体や防犯ボランティアによる「子どもや地域の見守り活動」は着実に効果をあげていますが、近年、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足等が課題となっています。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等によりこれまでの取組や新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

(2) 具体的施策

地域防犯力は地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、安全管理団体や防犯ボランティアによる地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、事業者や大学など様々な主体による自主防犯活動の促進や、情報発信等により、これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するための取組を推進します。

①安全・安心まちづくり推進会議の開催

市内各小学校区の安全管理団体代表者、防犯協会や防犯推進委員連絡協議会などの防犯関係機関、行政で構成される安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、それぞれの団体が抱える課題の解決につなげていきます。

②安全・安心まちづくり補助金の交付

各安全管理団体が地域の特性を活かして行う防犯活動に対し、継続して支援を行います。

③青色防犯パトロールの実施

本市では、青色回転灯を装備した公用車を12台保有しており（令和2年7月末現在）、定期的なパトロールのほか、刃物を持った不審者がいる等の緊迫した状況の際には、即時に青色防犯パトロール車を運行しています。

また、行政のほか、町内会などの地域や少年補導委員会・防犯推進委員連絡協議会などの団体等においても青色防犯パトロールに取り組んでいただいています（令和2年8月末現在31台登録）。地域のことは地域の方が熟知されているため、より効果的なパトロールが行われています。

引き続き地域や団体等と連携しながら、青色防犯パトロールを実施します。



団体による青色防犯パトロールの様子

④「ながら」防犯パトロールの推進

地域防犯活動は「息の長い」活動となることが重要です。「できる人ができる時にできることから」を基本に行うことが必要となる中で、ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールをより一層推進します。

⑤防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

京都府が実施している「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等について積極的に推薦するほか、同じく京都府が実施している活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援について積極的に広報していきます。

⑥高校や大学等との連携による防犯活動の促進

本市内の高校や大学等と連携し、学生向けの防犯情報の広報啓発を行います。

⑦広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催

広報誌「市政だより」やホームページを活用し、自転車盗などの身近な犯罪の被害に遭わないための情報等について積極的に広報啓発活動を行うとともに、市民安全・安心推進旬間（7月10日から19日まで、12月10日から19日まで）に合わせて、本市が主催する「防犯講演会」等の講演会を開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く市民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。



防犯講演会の様子

⑧防犯関係情報の効果的な発信

京都府が配信している「防災・防犯情報メール配信システム」の活用や、本市に入ってきた不審者に関する情報等を関係部局と共有し、適宜保護者等に配信するなど、市民の自主防犯意識の高揚を図ります。



登録用QRコード（読取り後、メールを送信）

⑨企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の活用

市内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースが配信される「京すぐメール」への登録を勧めます。



登録用QRコード（読取り後、メールを送信）

⑩防犯カメラの設置や防犯カメラ設置事業補助金の交付

防犯カメラの設置により市民の体感治安の向上や犯罪抑止効果が期待できることから、本市では、平成26年度から平成30年度にかけて市内の駅周辺や主要幹線道路等に防犯カメラを設置しています。また、平成30年度からは本市での防犯カメラの設置に加え、地域によって起こりやすい犯罪は様々であることから、地域の実情やニーズに応じた防犯カメラの設置ができるよう、町内会等が防犯カメラを設置する場合に、補助金を交付し、地域の防犯環境の整備促進を支援しています。そして、令和2年度には災害発生時の早期対応も目的に含めた防災・防犯カメラを設置しています。

一方、宇治警察署では町内会等の会議等で犯罪発生状況を基にした防犯カメラの有用性や必要性の周知、町内会等が防犯カメラを設置する際の設置箇所に関する相談に応じていることから、本市ではそのような活動の広報等を通じて、町内会等による防犯カメラの設置へと繋がるよう努めるなど、引き続き、防犯カメラの設置による体感治安の向上や地域の防犯環境の整備促進に努めます。

⑪管理不全な空き家等への対応

本市では、平成27年1月に「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を施行、平成31年3月には「宇治市空き家等対策計画」を策定し、管理不全な空き家等を発生させない取組として固定資産税納税通知への啓発チラシの同封や空き家情報誌の発行を行っているほか、市民等から管理不全な空き家等に関する相談があった場合については、所有者等を調査した上で注意喚起等を実施しています。適正な管理がなされず、放置された空き家等は衛生面や防災・防犯面でも周辺に悪影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き所有者等に対し適正な管理を促します。

3 子どもの安全の確保

(1) 現状と課題

子どもは犯罪の被害者となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、本市においても声かけ事案等が発生しています。子どもに防犯に対する意識を身に付けてもらう防犯教室等を実施するとともに、通学路等における防犯環境の整備や見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。

(2) 具体的施策

子どもに防犯意識を身に付けてもらうとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安全・安心の確保のための取組を推進します。

①子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して学習するための体験型地域安全マップ作りや、声かけされた際の対応（ついていかない、すぐ逃げるなど）を学習するための防犯教室の開催など、各校区で実施する子どもの危機回避能力向上に向けた取組を促進します。

②子ども見守りボランティアへの支援の実施

本市の安全・安心まちづくり補助金の交付や子どもの登下校の見守りを行う方へのボランティア保険の加入、資機材の提供など京都府が実施する支援制度の情報提供などで活動を支援します。

③「宇治市子どもの安全を守るネットワーク会議」の開催

12月の市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体の活動の充実等を目的に、安全管理団体の委員や保護者等を対象に、講演会や実践報告等を通じて地域ぐるみで子どもの安全を守るために取り組んでいきます。

④あいさつ運動の実施

市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体や育友会・PTAと学校に通う子どもたちとの挨拶を強化する「あいさつ運動」を実施しています。地域における絆が弱まっている現状において、地域住民の顔の見える関係づくりとしても効果的と考えられるこの取組を継続して実施します。

⑤「こども１１０番のいえ」の設置の促進

子どもたちが不審者などからすぐに逃げ込める場所である「こども１１０番のいえ」に登録する家や事業所の増設、活動要領マニュアルの配布など宇治警察署とともに「こども１１０番のいえ」の設置の促進を図ります。

⑥通学路の安全確保

小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを育友会・PTA、町内会等、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。保護者や地域住民が効果的にそして効率的に子どもの見守り活動が行えるよう、地域の特性を活かした独自の地域安全マップの作成に関し、情報提供などを行うとともに、また、町内会等が子どもの見守りのために設置する防犯カメラへ補助をするなど、必要な支援を行います。



4 少年の非行・犯罪被害等の予防

(1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、減少傾向にあり、令和元年の宇治警察署管内における刑法犯少年の検挙人員は32人と過去最少となっていますが、窃盗犯や粗暴犯は依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童・生徒のうち、約9割が中学・高校生であり、児童・生徒や保護者等に対するスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発、インターネットを正しく使いこなす能力の向上等が必要です。

(2) 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体等と連携し、少年が被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

②「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかける住民大会では、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。

「フィルタリング」とは？

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのことです。

5 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

(1) 現状と課題

京都府内における特殊詐欺被害については、平成29年をピークに減少傾向にあるものの、依然として発生している状況であり、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くを高齢者が占めており、関係機関等と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進する必要があります。

(2) 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用促進や更に隅々まで浸透する広報啓発等、特殊詐欺に対する効果的な防止対策を検討し、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

①被害防止に有効な機器や最新の手口等の広報等の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能を備えた電話等の普及を図るほか、警察から提供される「地域安全ニュース」などに掲載されている最新の手口や流行している手口を広報するため、市政だよりやホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けたタイムリーな情報発信に努めます。

「防犯機能を備えた電話等」とは？

- ・ 電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- ・ 迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能などの機能を有した電話機又は電話機に接続する機器を言います。

②消費生活講座や防犯講演会等の開催

特殊詐欺被害に遭う確率が高い高齢者等に対する防犯講演会を開催し、最新の手法や特殊詐欺に対する有効な手段を学んでもらい、高齢者自身及びその家族等の防御力の涵養を図ります。併せて、近年、インターネット社会を反映した複雑で多様な相談が多く寄せられている中、引き続き、犯罪の未然防止の観点をもって、消費生活センターにおける消費生活市民講座や出前講座等を通じて市民への啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携の上、犯罪その他トラブルに巻き込まれやすい高齢者を見守る社会の構築を目指します。



出前講座の様子

③関係機関や事業者等との連携

本市では、宇治警察署や防犯ボランティア、金融機関職員とともに金融機関窓口等での広報啓発活動を実施しています。さらに水際での特殊詐欺被害の防止を図るとともに、引き続き、宇治警察署や金融機関等の事業者等と連携し、特殊詐欺の未然防止に努めます。

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標

犯罪等をした人に対して、再犯防止施策を推進することが、安全で市民が安心して生活できるまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪等をした人が孤立することなく、地域住民の理解や協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を関係機関等と連携しながら推進します。

また、犯罪等をした人が刑務所等を出所した後、既存の福祉サービスをはじめとした各種制度等を把握できていないために支援が受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースもあることから、庁内での連携を密にし、既存の支援施策に適切につなげられる体制の構築などを進めます。

2 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、刑事司法関係機関が中心となって再犯防止のための支援を実施してきました。本市では、宇治地区保護司会等と連携しながら、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の街頭啓発などの取組を実施してきました。しかし、犯罪等をした人にとっては、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえず孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。したがって、これまで以上に犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための取組を進める必要があります。

(2) 具体的施策

地域において犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の活動紹介や保護司会への支援、犯罪等をした人への理解を深めるための講演会などを行い市民の関心と理解の醸成を図り、犯罪等をした人が罪を繰り返さず、再び社会を構成する一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

①保護司会等の活動への支援など

宇治地区保護司会への補助を引き続き行うほか、更生保護サポートセンターでの青少年相談などの活動の広報など、地域で活動している保護司の活動を支援します。

また、保護司等の高齢化などに対応するため、本市職員等に対し保護司等の活動を紹介し、人材確保に協力します。

②職員研修や講演会の実施

犯罪等をした人が抱える様々な問題を理解し、適切な対応が取れる市職員を育成するため、職員研修の機会を確保します。

併せて、犯罪等をした人を受け入れる地域住民に対しても犯罪等をした人の現状等を知ってもらい、理解を深めることができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら、講演会等を実施します。

③再犯防止啓発月間・「社会を明るくする運動」強調月間における広報等の実施

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間（7月）において、犯罪等をした人の再犯防止の重要性について市民の関心と理解を広く深めるため、広報啓発活動を実施します。

また、7月は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」の強調月間でもあります。

本市では、宇治地区保護司会等と連携し、市内のスーパーや駅での街頭啓発の実施や児童・生徒が更生保護について考えるきっかけとして、更生保護に関する標語や作文を募集しています。標語については、「社会を明るくする運動」標語表彰式を開催しており、こうした活動を引き続き実施することで、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。



街頭啓発の様子



標語表彰式の様子

3 非行少年等への支援

(1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少しているものの、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合は増加しており、令和元年は3割を超えるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、少年自身の発達上の問題などが複雑に絡んでいるケースもあり、早期立ち直りへの課題となっています。

(2) 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、宇治市教育委員会や宇治市青少年健全育成協議会等の関係機関と連携・協力し、問題を抱える少年へのサポート体制の拡充や非行防止への取組を推進します。

①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

②宇治・久御山児童生徒補導連絡会等の開催

学校、警察及び教育委員会との相互の連携を密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図ることで児童生徒の非行防止と健全育成に努めているほか、専門家を招いた「学校支援チーム」による会議を通じ、児童生徒のサポート体制の充実に努めます。

③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

④「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかける住民大会では、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。



住民大会の様子

4 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施

(1) 現状と課題

平成29年法務省調査では、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であった人となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっています。

また、刑務所満期出所者のうち、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所する割合が、平成30年では4割を超えており、これらの人の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることも明らかとなっています。

しかしながら、犯罪等をした人を受け入れる先が少ないことや求職活動を行う上で必要となる知識等を有していないために就職に結びつかない場合もあります。

一方で、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、平成29年で22.3%と全世代の中で最も高いことが明らかとなっています。

本市では、生活困窮者自立支援事業などにおいて、生活困窮者が抱えている課題の解決に向けて必要な支援の把握、提供などを行っていますが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しない又は本人がその制度等を把握していないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があります。

(2) 具体的施策

犯罪等をした人を受け入れる協力雇用主の開拓や確保に努め、就労の定着を推進するとともに、生活困窮者等に対しては適切な福祉施策による支援を推進します。

①総合評価競争入札における評価項目への追加

犯罪等をした人の就労を支援し、再犯を防止する観点から、総合評価競争入札において協力雇用主に関する評価項目を加えるなど、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主の開拓、その企業の社会的評価の向上を図ります。

②「労政ニュース」への掲載

「労政ニュース」において、協力雇用主についてや協力雇用主への支援、コレワークの活用、犯罪等をした人を雇用することの意義について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に努めます。

③生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立事業の実施

経済的に困窮している人で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業として、就労準備支援事業の活用等により、自立に向けた支援を行います。

また、経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある人に対し、同法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

④住宅確保要配慮者への適切な住宅の供給

住居に困窮している犯罪等をした人に対し、福祉施策や居住支援協議会における取組等との連携などにより、適切な住宅の供給を図ります。

「コレワーク」とは？

受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的として、就労支援を専門的に行っている法務省の機関であり、収容中の人と事業主の「雇用のマッチング」を進めています。

全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズに適合する人が収容されている矯正施設の紹介や、採用手続に関する支援、刑務所等が実施している職業訓練見学会等の日程調整、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供しています。

5 更生に向けた支援に適正につなぐために

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が刑務所等から出所し、地域社会において生活を送る中で、既存の支援施策等を把握していないために、支援を受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースなどが見受けられます。本市での既存の支援施策の周知を行うとともに、既存の支援施策等へ適切につなげるために、刑事司法関係機関や保護司会等との連携が重要です。

(2) 具体的施策

刑務所や少年院、保護観察所等の刑事司法関係機関、保護司会等の更生保護ボランティア等と連携し、犯罪等をした人が出所から地域社会で安定して生活できるまで、必要とする支援へとつなげられる体制づくりや支援施策の周知等に努めます。

①本市で取り組んでいる支援施策に関する広報

本市では、犯歴の有無にかかわらず、生活困窮者に対して生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施するなど、結果的に再犯防止に繋がる取組を実施しています。このような取組について、犯罪等をした人が把握できていないために、支援につながらないことも考えられることから、本市で実施している支援施策等を分かりやすく広報します。

②刑事司法関係機関や保護司会等との連携体制の構築

本市での取組について、犯罪等をした人だけを対象に広報すれば支援につなげられるわけではありません。刑事司法関係機関等には、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、必要な支援につなぐための調整が求められています。本市では、刑事司法関係機関等や保護司会等の関係機関等との連携体制を構築し、本市の支援施策へとつなげていきます。

第4章 犯罪被害者等に対する支援

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう関係機関等と連携しながら取組を進めます。

2 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の確立

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住宅等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

①犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。

②相談窓口のワンストップ化

本市総務課に相談窓口を設置し、ワンストップで対応しているほか、犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用など関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等への円滑な支援を行います。

③自殺の予防に向けて

犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、令和2年3月に策定された「宇治市自殺対策計画」に基づき、状況に応じた支援へとつなげていきます。

④府営住宅の特定目的による優先入居募集の広報の実施

居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居の募集について、ホームページで広報を行います。

3 個々の事情に応じた支援

(1) 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を開き、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

①家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、適切な支援窓口へつなげるなどきめ細やかな対応を行います。

②潜在化しやすい被害者等への対応

子どもや障害者などは自ら声を上げることが困難なため、被害が潜在化しやすくなっています。被害が潜在化しやすい人が適切に相談、支援が受けられるよう、庁内関係課との緊密な連携を図ります。

③関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪被害者等が1日でも早く再び平穏な生活を営むことができるようになるには、様々な関係機関による総合的な支援が必要であることから、(公社)京都犯罪被害者支援センターや警察等との連携を強化します。

4 関係機関と連携した取組の実施

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができる、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられるよう、犯罪被害者等の支援を行う（公社）京都犯罪被害者支援センター等と連携しながら、取組を進めます。

(2) 具体的施策

（公社）京都犯罪被害者支援センター等が行う相談業務や各種事業の運営に関する広報や講演会等を実施します。

①ホンデリングの実施

古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターの活動資金として寄付することができる「ホンデリング」を行うとともに、「ホンデリング」は個人や法人も行うことができることから、市民や事業者等に対して「ホンデリング」に係る広報を実施します。



市役所に設置している回収箱



集まった本など

②相談業務や各種事業の広報、講演会等の実施

（公社）京都犯罪被害者支援センター等が行う相談業務や各種事業に関する広報活動を行うとともに、同センター等と連携しながら、講演会等を実施します。

「ホンデリング」とは？

「本（ホン）で支援の輪（リング）が広がってほしい」という願いを込めて名付けられた活動です。寄贈された本の売却代金は寄付として、NPO法人全国被害者支援ネットワークが行う犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てられます。

5 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があり、平穏な生活への配慮の重要性等について、市民の理解を深め、支援を広げるため、広報啓発を継続的に実施する必要があります。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する市民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の相談窓口や支援窓口の周知を進めます。

①犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について市民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用しFMうじでの放送や市政だよりへの掲載など効果的な広報啓発活動を実施します。

②各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、各種相談窓口の周知を進めます。

第5章 計画の推進

1 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

(1) 安全・安心まちづくり推進会議による推進

防犯の推進を図るために、安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、地域の実情に応じた防犯に関する取組を推進します。

(2) 市・市民・事業者等との連携による推進

条例第1条に基づき、本市では市民や事業者等と連携して防犯に取り組んできました。引き続き、市民・事業者等と連携し取組を進めます。

(3) 高校や大学等との連携による推進

学生向けの防犯情報の発信や防犯に関する取組への参加などを通じて、学生の防犯意識の高揚を図るなど、本市内の高校や大学等と連携しながら効果的な取組を進めます。

(4) 本計画における指標

これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するとともに、担い手不足という課題に対応するために、安全管理団体の登録者数の維持及び「ながら」防犯活動に参加する団体の増加を図り、地域防犯活動を引き続き推進します。

活動指標	令和2年度実績	令和7年度目標
安全管理団体登録者数	1,190 人	1,200 人
「ながら」防犯活動実施団体	—	22 団体

通学路等における危険箇所を子どもの目線で考え、作成することで、安全管理団体等による効果的な子どもの見守り活動や地域の防犯環境の整備促進が期待できるため、地域安全マップの作成を推進します。

活動指標	令和2年度実績	令和7年度目標
地域安全マップ作成団体数	6 団体	22 団体

2 再犯防止施策の推進

(1) 本市による計画の推進

本市にワンストップ窓口を設置し、庁内での連携を密にして、犯罪等をした人が必要とする既存の支援施策へとつなげられる体制の構築を進めます。

(2) 刑事司法関係機関等との連携による推進

犯罪等をした人が出所する際に、本市での支援施策を把握し、活用することができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら取組を進めます。

(3) 保護司等の更生保護ボランティアとの連携による推進

地域において犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の更生保護ボランティアと連携し、地域住民の関心と理解を広く深める取組を進めます。

(4) 本計画における指標

これまで取り組んできた「社会を明るくする運動」の街頭啓発などに加え、犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための講演会等を開催し、市民の関心と理解の醸成を図ります。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度目標
再犯防止における講演会・研修会の参加者数	—	1,000人（累計）
社会を明るくする運動への参加人数	8,258人 （令和元年度 実績）	8,500人

3 犯罪被害者等に対する支援

(1) 本市による計画の推進

総務課にワンストップ窓口を設置しており、庁内での連携をさらに密にして具体的施策に取り組めます。

(2) 京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による推進

犯罪被害者等支援に関する情報を正確に把握し、適切な支援へとつなげるため、京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携しながら取組を進めます。

(3) 本計画における指標

(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による講演会等の開催を通じて、市民の犯罪被害者等への理解を深めます。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度目標
犯罪被害者等支援における講演会等の参加者数	—	1,000人(累計)

犯罪被害者等に対する市民の理解や共感を深めるとともに、犯罪被害者等を支援している犯罪被害者支援センターの活動資金として寄付することができる「ホンデリング」の本等を回収する箇所を増設し、市民がホンデリングに触れる機会を増やします。

活動指標	令和元年度実績	令和7年度目標
ホンデリングの本等の回収箇所数	1箇所	15箇所